

英国の目標建て年金制度の施行留保について

2016年3月31日

杉田 健¹

(要旨)

英国の職域年金法制に関して、DB(確定給付型または給付建て)とDC(確定拠出型または拠出建て)の中間的制度として目標建て年金制度が構想され、2015年3月3日に改正法が成立したものの、施行が留保されている。施行に必要な省令等の準備は、実施されるとしても2018年後半以降となっている。

(キーワード)

職域年金、目標建て、集団型DC

1. はじめに

英国の職域年金法制に関して、DB(確定給付型または給付建て)とDC(確定拠出型または拠出建て)の中間として、目標建て(Defined Ambition、以下DAと略す)年金制度が英国労働年金省(Department for Work and Pensions、略称DWP)主導で構想され、2015年3月3日に改正法が成立したものの、施行が留保されている。このDA制度はオランダの制度を範としたもので、後述の集団型DCを含むものである。本稿は報道資料により施行留保の状況を解説するものである。まず、次の第2節でDA制度の概要を述べ、次に第3節で英国下院の委員会での結論、年金相交代関連、野党の対案を述べる。

2. DA制度の概要

(1) DA制度とは

DA制度は、職域年金制度の従来の種類であるDBとDCに加えて新たな種類として考案されたもので、雇用主と従業員がリスクを共有する制度である。伝統的DBは運用リスクを負う母体企業の負担が重く、DCは運用リスクを従業員が負うために給付の確実性に乏しいと考える立場から考案された。DAはDBとDCの中間ということでハイブリッド制度と言えるが、DAという用語は事業主と従業員のリスク共有という点を重視しているようである。英国の年金法上はDAという用語は使わずShared Risk Scheme(リスク共有制度)という用語を使用している²。法律上規定されている具体的な制度は集団型DCであるが、この他にも想定される制度としてDCに何らかの保証(元本累計保証、元利合計保証)を加え

¹ 年金シニアプラン総合研究機構特任研究員。本稿は私見に基づくものであり、所属機関を代表するものではない。

² 法改正成立までの詳細は、例えば、杉田健「英国における目標建て(Defined Ambition)企業年金制度の導入について」2015年 三井住友信託銀行ホームページ参照

(<http://www.smtb.jp/business/pension/information/center/system/pdf/ronbun17.pdf>)

たもの、DC 基金の一部で保証保険を購入するもの、年金所得積み上げ方式(後述)等が想定されている³。

(2) 集団型 DC

集団型 DC(Collective DC、略して CDC)とは、給付額が資産運用実績に応じて変動するが、資産運用は合同で行う制度であり、オランダの制度にならったものである。雇用主の拠出は一定で、雇用主は拠出に責任を持つが制度に責任を負わず、従って雇用主のバランスシート上のリスクが無い制度である。資産は制度全体でまとまって運用され、各人毎の勘定は作られない。リタイア時にはプールされた資産から年金が支給される。給付設計において目標給付額が設定されるが、資産運用の状況等によっては必ずしも目標給付額が達成できるとは限らず、自動的な給付減額が行われる。

(3) 年金所得積み上げ方式

年金所得積み上げ方式 (Pension Income Builder) とは、拠出を二つに分けて、一方は据置年金の購入に充て、残りの部分はリスク資産に合同運用する制度である。毎年据置年金を購入するので将来の年金額が増えていくことがわかるというメリットがある。据置年金現価率は購入時点の市場金利と平均余命に応じて決まる。この方式はデンマークの公的年金の一部を構成する ATP が採用している。

3. 英国下院の超党派委員会での結論

英国下院の労働年金委員会は、公的年金・職域年金の一連の改正が円滑に運営されるまでは、ニーズの少ない DA に労働年金省の資源を割くべきではないと結論付けた。その直後に英国政府は DA についての作業を停止したと報道された⁴。なお 2015 年 4 月から実施された職域年金税制改正で、職域年金の一時金受け取りへの課税が緩和されると、CDC の魅力が減じられるとの趣旨の報道がある⁵。これは個人の持ち分が明確で一時金での引き出しが容易な DC に比べて、個人の持ち分が明確でない CDC の魅力が減じられるとの趣旨と考える。

4. 英国総選挙と年金相の交代⁶

2015 年 5 月 7 日に英国下院の総選挙が行われ、保守党が勝利、保守党と連立を組んでいた自由民主党は大敗し、年金相をつとめていた自由民主党所属の Steve Webb は落選し⁷、

³ DA 制度の例は DWP “Public Consultation Reshaping workplace pensions for future generations”2013 参照。

⁴ Johnson, Steve “Work on CDC schemes could be put on ice despite demand” Financial Times 15 March, 2015

⁵ Williams, Jonathan “IPE Views: Osborne’s war on auto-enrolment” IPE.com, 17 March 2015

⁶ Williams, Jonathan “UK government halts work on collective DC, defined ambition” IPE.com, 15 October 2015 および Williams, Jonathan “Retreat from CDC ‘strategic ,tactical’ ,says UK’s Altmann” IPE.com, 16 October 2015 による

⁷ Williams, Jonathan “IPE Views :Goodbye Steve Webb, hello Ros Altmann?” IPE.com, 8 May 2015

この結果年金相の交代が行われた。後任の年金相 **Ros Altman** によれば、公的年金改正対応および職域年金税制改正対応等があり、**DA** は優先度が低く、仮に労働年金省が取り組むとしても省令等の整備は 2018 年後半だろうとのことである。前任の年金相であり **DA** を推進してきた **Steve Webb** は、「確かに優先度は低いかもしれないが、並行処理も可能なはず。」とコメントしている。

5. CIDC

一方で、野党労働党の諮問を受けて年金研究所(Pension Institute)の **David Blake** が、600 頁にわたる「退職所得に関する独立したレビュー」を著した⁸。この中で **Blake** はオランダでの **CDC** に関する議論等を踏まえて、**CDC** に類似するが個人の持ち分を明確にした **CIDC**(Collective Individual Defined Contribution、集団的個別拠出建て年金)を提言している。

6. 今後の展望

以上、見てきたように **DA** の施行は不透明であり、施行されるとしても 2018 年後半以降で、その際には修正が行われる可能性がある。

以上

⁸ Blake, David “Independent Review of Retirement Income: Report We Need a National Narrative: Building a Consensus around Retirement Income” March 2016